

【問 2】 A所有の甲土地について令和4年7月1日に締結されたA B間の売買契約に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 A B間の売買契約が、Aが意思無能力である間になされたものである場合、Aは、Bとの間で締結した売買契約を取り消すことができ、当該契約は、その時点から無効となる。
- 2 A B間の売買契約がAとBが通じてした仮装のものであった場合、Bが甲土地をCに売却して所有権移転登記をしたとしても、CがA B間の契約の事情を知らなかったことについて過失があるときは、Aは、所有者であることをCに対して主張できる。
- 3 A B間の売買契約の契約内容が公序良俗に反する場合、DがA B間の売買契約が公序良俗に反することを知らずにBから甲土地について譲渡を受けていれば、Dは、Aに対して、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
- 4 Aが第三者Eの強迫によりBとの間で甲土地についての売買契約を締結した場合、Bがその強迫の事実を知っていたか否かにかかわらず、Aは、A B間の売買契約に関する意思表示を取り消すことができる。

【問 3】 Aは、Bの代理人として、B所有の甲土地をCに売り渡す売買契約をCと締結した。しかし、Aは、甲土地を売り渡す代理権は有していなかった。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Cは、Bに対して、追認するかどうか相当の期間内に返事をするように催告することができ、この期間内に確答がないときは、追認したものとみなされる。
- 2 Bが本件売買契約を追認しない間は、Cはこの契約を取り消すことができる。ただし、Cが、契約の時ににおいて、Aに甲土地を売り渡す具体的な代理権がないことを知っていた場合は、取り消すことができない。
- 3 Bが本件売買契約を追認しない場合、Aは、Cの選択に従い、Cに対して契約の履行または損害賠償の責任を負う。ただし、Cが、契約の時ににおいて、Aに甲土地を売り渡す具体的な代理権がないことを知っていた場合は、責任を負わない。
- 4 Cは、Aの行為が表見代理に該当する場合であっても、所有権移転登記の請求をしないで、Aに対し、Cの受けた損害の賠償を請求できる場合がある。